

様式44

令和 6 年 1 月 25 日

三重県知事

あて

医療法人住所

三重県津市久居野村町字権田314番地13

医療法人の名称 医療法人 MSMC

理事長 瀬戸口 芳正

電 話 059 (254) 3636

決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書
6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書



〔決算様式 1〕

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 MSMC

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県津市久居野村町字権田 3 1 4 番地 1 3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 6 年 1 1 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 6 年 1 1 月 1 7 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	みどりクリニック	三重県津市久居野村町字権田314番地13	0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
SHL	三重県津市久居野村町字権田314番地13	疾病予防運動施設

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 8月20日 令和 3年度決算の決定

令和 5年 6月30日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 MSMC

所在地 三重県津市久居野村町字権田314番地13

※医療法人整理番号 0458

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録

(令和 5 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額	529,330 千円
2. 負 債 額	239,094 千円
3. 純 資 産 額	290,236 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	200,788
B 固 定 資 産	328,542
C 資 産 合 計 (A+B)	529,330
D 負 債 合 計	239,094
E 純 資 産 (C-D)	290,236

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 MS MC

所在地 三重県津市久居野村町字権田314番地13

※医療法人整理番号 0458

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	200,788	I 流 動 負 債	52,404
II 固 定 資 産	328,542	II 固 定 負 債	186,690
1 有 形 固 定 資 産	318,902	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	4,295	負 債 合 計	239,094
3 そ の 他 の 資 産	5,345	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	30,000
		II 積 立 金	260,236
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	290,236
資 産 合 計	529,330	負債・純資産合計	529,330

様式4-2

法人名 医療法人 MSMC

所在地 三重県津市久居野村町字権田314番地13

※医療法人整理番号 0458

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	370,081
2 事業費用	384,345
本来業務事業損失	14,264
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	31,697
2 事業費用	7,224
附帯業務事業利益	24,473
事業利益	10,209
II 事業外収益	2,202
III 事業外費用	2,301
経常利益	10,110
IV 特別利益	0
V 特別損失	357
税引前当期純利益	9,753
法人税等	2,127
当期純利益	7,626

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 MS MC

理事長 瀬戸口 芳正 殿

私は、医療法人MSMCの会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月20日

医療法人 MS MC

監事 加藤 康治

様式 5

法人名 医療法人 MS MC
所在地 三重県津市久居野村町字権田314番地13

医療法人番号					
--------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
3	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1	当該医療法人の 役員又はその近親者 瀬戸口 芳正	医師	当法人の理事長	5 資金貸付	▲1,476	短期貸付金	13,943

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

貸付利率 1.150 %
返済計画 毎月15万円給与天引き

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

1 以下の2に掲げる取引を行う者

- (1) 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (5) (3)の法人の役員が他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

2 当該医療法人と行う取引

- (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引
- (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引